

生徒・保護者のみなさんへ

福島県立塙工業高等学校長

連休中の過ごし方



まもなく、大型連休に入ります。例年この時期は年度始めの緊張から解放され、問題行動を起こしたり交通事故に遭ったりすることが多くなっていますので十分に注意して行動しましょう。また、連休中は生活のリズムを乱すことのないよう規則正しい生活を送りましょう。

1 今後の日程

4月		5月						
29日(土) 昭和の日	30日(日)	1日(月) 生徒総会	2日(火) PTA総会	3(水) 憲法記念日	4(木) みどりの日	5(金) こどもの日	6(土)	7(日)
2連休		登校日		5連休				

2 生徒事故防止について

例年この時期に、県内高校生のわいせつ・声かけ被害や暴行被害、現金・物品の盗難被害などが報告されています。昨年度の連休前後には、わいせつ・声かけ被害2件、暴力被害2件、盗難1件などの報告がありました。日頃から、自分のことは自分で守るよう心掛け、非常時はすぐに110番しましょう。

また、不良行為により補導される少年のほとんどは深夜徘徊によるものです。高校生は、午後10時～午前5時は外出できません。福島県青少年健全育成条例で決まっています。高校生が問題を起こすと、保護者は監督責任を問われることとなりますのでご注意ください。

本校では、友人宅への外泊を禁止しています。特別指導の対象となりますので、外泊は絶対にしないよう保護者の監督をよろしくお願いします。

3 交通事故防止について

「4+1ない運動」を、改めて確認してください。④の「乗せてもらわない」というのは、先輩(卒業生など)や友人(有職の同級生など)の車やバイクに乗せてもらうことが禁止ということです。

自転車の事故防止につとめましょう。自転車は軽車両です。免許が必要ないこと以外はすべて自動車と同じ扱いです。事故でケガをさせれば、たとえ高校生でも損害賠償が請求されます。また、スマホを操作しながらの運転やヘッドホンをしながらの運転は危険行為になりますので決してしないようにしましょう。

『4+1ない運動』

高校生は

- ①「免許を取らない」
- ②「車・バイクを持たない」
- ③「運転しない」
- ④「乗せてもらわない」

保護者は

- ①「子どもの要求に負けない」

4 登山事故防止について

連休中に登山や春山スキー等を予定しているご家庭にお願いです。無理のない計画で実施し、事故防止には万全を期するようお願いいたします。

福島県自転車安全利用五則

- ①「自転車は、車道が原則、歩道は例外」
- ②「車道は左側を通行」
- ③「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」
- ④「安全ルールを守る」

※二人乗り・並進の禁止
 夜間はライトを点灯・反射材装着
 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用禁止
 傘さし運転の禁止

5 学校生活について

新年度が始まって約3週間が過ぎましたが、慣れない生活環境で心も身体も疲れが出てくる頃だと思えます。不安なことや悩みごとなどがあれば身近な人に相談することが大切です。必ず助けになってくれる人がいるはずです。

